

## ◎独立行政法人日本スポーツ振興セン

### ター法の一部を改正する法律

(平成二七年三月三一日法律第一二二号(衆))

#### 一、提案理由(平成二七年三月三〇日・衆議院本会議)

○福井照君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本年四月一日から実施予定の子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業は、幼稚園、保育所、認定こども園とは異なり、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の加入対象となっております。

したがって、このままでは施設間での制度的格差が生ずることとなります。

本案は、地域型保育事業のうち、法令等により保育所と同等の安全管理を確保することができるとされる家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業の管理下における児童の災害につきまして、当分の間、災害共済給付の対象にしようとするものであります。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律

本案は、去る二十七日、文部科学委員会におきまして、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

#### 二、参議院文部科学委員長報告(平成二七年三月三一日)

○水落敏栄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院文部科学委員長提出によるものであり、子ども・子育て支援法に定める地域型保育事業のうち、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業の管理下における児童の災害について、独立行政法人日本スポーツ振興センターは、当該児童の保護者に対し、当分の間、災害共済給付を行うことができることとするものであります。

委員会におきましては、趣旨説明を聴取した後、保育施設等における事故防止策の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。